

## 道州制に係る要請活動について

- 7月の全国知事会議においてとりまとめた「道州制の基本法案について」に基づき要請活動を実施

### 自由民主党

■ 8月6日 自由民主党道州制推進本部へ要請

対応者：今村雅弘本部長、佐田玄一郎総括顧問、石田真敏幹事長 他



□ 9月26日 自由民主党道州制推進本部から回答

**【概要】**

- ・基本法案は道州制の導入を前提とするものではない。
- ・基本法案は、道州制国民会議を設置し、道州制の在り方について基本的な検討を行い、その結果を議論のたたき台として取りまとめ、その後国民的議論に資することを趣旨とする。
- ・道州制をどのような形にすべきかなどを含め、道州制国民会議で全て検討すべきものと考えている。
- ・地方分権の推進については、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達しているというのが当本部の基本認識である。



□ 10月8日 上記回答に対して、自由民主党道州制推進本部に書簡を送付

- ・本会要請の各項目を基本法案に明確に反映されるよう改めて要請

### 政府

■ 9月2日 政府（内閣府特命担当大臣（道州制担当））へ要請

対応者：新藤義孝大臣

### 公明党

■ 10月24日 公明党道州制推進本部へ要請

対応者：遠山清彦事務局長

平成25年10月8日

自由民主党道州制推進本部

本部長 今村雅弘様

全国知事会会長

京都府知事 山田啓二

全国知事会地方行政体制特別委員会委員長

埼玉県知事 上田清司

### 道州制基本法案についての貴本部からの御回答について

日頃より我が国の発展と国民福祉の向上に御尽力を賜り、また本会の活動に格別の御理解・御支援を賜り、心より感謝申し上げます。

また、本会が8月6日に提出した「道州制の基本法案について」（以下「本会要請」という。）に対しまして、9月26日付けの丁寧な御回答（以下「貴本部回答」という。）をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴本部回答においては、国民に対する一層の情報発信に努めること、道州制国民会議の議論において地方六団体との協議の内容が適切に反映されるよう必要な規定を設けること、地方分権の推進について適切に対処することなどをお示しいただきました。

また、道州制基本法案が道州制の導入を前提とするものではないとした上で、「2年を目途に必要な法制の整備を実施しなければならない」としていたところを、「道州制に関する国民的な議論を踏まえ、速やかに、必要と認める法制の整備その他の措置を講じなければならない」と修正することも併せてお示しいただきました。

しかしながら、貴本部回答は基本的に、本会要請の「1 基本法案において最低限明確に示すべき事項」及び「2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項」のそれぞれの項目の要請内容について、事実上触れられておりません。すなわち、本会要請項目は基本法案の内容として盛り込まれるべき事項との位置付けであるのに対し、それらに対する回答の多くが「道州制国民会議において検討されるもの」とされており、つきましては、今後の基本法案の御検討に当たっては、本会要請の各項目を基本法案に明確に反映されますよう改めてお願い申し上げます。

また、貴本部回答は、本会に加えて、全国町村会等の地方団体にも送付されているものと承知しております。本会以外の地方団体からの要請等に対する回答を行う場合には、本会にも送付いただきますよう、併せてお願い申し上げます。